

時津町障害者活躍推進計画の取組の実施状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、時津町障害者活躍推進計画の令和4年度の実施状況について、以下のとおり公表します。

【目標に対する達成度】

項目	機関名	目標	実施状況
(1) 採用に関する目標	時津町	各年度の6月1日時点における法定雇用障害者数の達成	令和4年6月1日現在の法定雇用率：達成 法定雇用率：2.6%、法定雇用障害者数：4人 実質雇用率：3.23%、雇用障害者数：5.5人
	時津町教育委員会	各年度の6月1日時点における法定雇用障害者数の達成	令和4年6月1日現在の法定雇用率：未達成 法定雇用率：2.6%、法定雇用障害者数：1人 実質雇用率：0%、雇用障害者数：0人
	時津町水道局	各年度の6月1日時点における法定雇用障害者数（常勤職員数に法定雇用率を乗じて、小数点以下を切り捨てた数）を把握し、人事部門の採用計画に反映	※障害者雇用率適用対象外 法定雇用障害者数：0.312人 ⇒0人を反映
(2) 定着に関する目標	時津町	不本意な離職者を生じさせない。	令和4年度中の離職者：0人
	時津町教育委員会	不本意な離職者を生じさせない。	※対象職員の配置なし
	時津町水道局	不本意な離職者を生じさせない。	令和3年度中の離職者：0人
(3) 満足度に関する目標	時津町	障害者である職員からの相談件数（障害を有することによる特有のものに限る。）が、前年度を下回る。	相談件数：0件
	時津町教育委員会	障害者である職員からの相談件数（障害を有することによる特有のものに限る。）が、前年度を下回る。	※対象職員の配置なし
	時津町水道局	障害者である職員からの相談件数（障害を有することによる特有のものに限る。）が、前年度を下回る。	相談件数：0件

【取組内容】

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

項目	機関名	内容	実施状況
①組織面	時津町	障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 また、障害者職業生活相談員は、町長部局に限らず、他の任命機関下で働く障害者である職員からの相談にも対応する等、包括的な位置づけとする。	・障害者雇用推進者として、総務課長を選任した。 ・障害者職業生活相談員については、全部局の障害者である職員が一定数に満たないため、選任していない。
	時津町教育委員会	障害者雇用推進者として、教育総務課長を選任する。 また、町長部局の障害者職業生活相談員が、教育委員会で働く障害者である職員からの相談等にも包括的に対応していく。	・障害者雇用推進者として、教育総務課長を選任した。
	時津町水道局	障害者雇用推進者として、上下水道課長を選任する。 また、町長部局の障害者職業生活相談員が、水道局で働く障害者である職員からの相談等にも包括的に対応していく。	・障害者雇用推進者として、上下水道課長を選任した。
②人材面	時津町	障害者活躍推進及び障害者に対する理解の促進に寄与する情報や研修等への参加について積極的に周知し、障害者の活躍推進に対する職員の理解度向上を図る。	・新規採用職員の研修の一環として、「障害者就労施設派遣研修」を実施した。
	時津町教育委員会	障害者活躍推進及び障害者に対する理解の促進に寄与する情報や研修等への参加について積極的に周知し、障害者の活躍推進に対する職員の理解度向上を図る。	・新規採用職員の研修の一環として、「障害者就労施設派遣研修」を実施した。
	時津町水道局	障害者活躍推進及び障害者に対する理解の促進に寄与する情報や研修等への参加について積極的に周知し、障害者の活躍推進に対する職員の理解度向上を図る。	・新規採用職員の研修の一環として、「障害者就労施設派遣研修」を実施した。

(2) 障害者の活躍を推進するための環境整備、人事管理

項目	機関名	内容	実施状況
①職務環境	時津町	庁舎等のハード面について、障害者である職員から要望がある場合、施設を管理する担当課を交え、環境整備を検討する。また、障害者である職員が相談しやすい環境づくりを目的として、総務課内に相談窓口を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等ハード面での職員からの要望はなかった。 ・ 相談窓口を総務課内に設置し、障害者である職員からの相談を受け付けている。 ・ 職員からの相談を受け付ける際や説明を行う際には、障害者である職員が必要とする者が同席できるようにしている。 ⇒改善要望の相談：0件 ⇒休暇制度等の説明相談：1件
	時津町教育委員会	庁舎等のハード面について、障害者である職員から要望がある場合、施設を管理する担当課を交え、環境整備を検討する。また、障害者である職員から相談等がある場合は、町長部局に設置する相談窓口（総務課）と連携しながら、解決を図っていく。	※対象職員の配置なし
	時津町水道局	庁舎等のハード面について、障害者である職員から要望がある場合、施設を管理する担当課を交え、環境整備を検討する。また、障害者である職員から相談等がある場合は、町長部局に設置する相談窓口（総務課）と連携しながら、解決を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等ハード面での職員からの要望はなかった。 ・ 相談窓口を総務課内に設置し、障害者である職員からの相談を受け付けている。 ⇒相談：0件
②募集、採用	時津町	募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属又は登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 	・ 募集・採用にあたっては、制限を設けていない。
	時津町教育委員会		※職員の募集・採用については、全て人事部局で実施。
	時津町水道局		※職員の募集・採用については、全て人事部局で実施。

③働き方	時津町	時間単位の年次休暇や病気休暇など、各種休暇の利用を促進する。	・障害者である職員だけでなく、全ての職員の対し、年次休暇や休暇の取得促進を呼びかけている。 ※対象職員の配置なし
	時津町教育委員会	時間単位の年次休暇や病気休暇など、各種休暇の利用を促進する。	
	時津町水道局	時間単位の年次休暇や病気休暇など、各種休暇の利用を促進する。	・障害者である職員だけでなく、全ての職員の対し、年次休暇や休暇の取得促進を呼びかけている。
④キャリア形成	時津町	本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。	・本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施している。
	時津町教育委員会	本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。	※対象職員の配置なし
	時津町水道局	本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。	・本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施している。
⑤その他	時津町	中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮等、サポート体制を充実する。	・該当する職員なし
	時津町教育委員会	中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮等、サポート体制を充実する。	・該当する職員なし
	時津町水道局	中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮等、サポート体制を充実する。	・該当する職員なし

(3) その他

機関名	内容	実施状況
時津町	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への受注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	・行政管理課から全庁に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達について積極的な活用を呼び掛けている。
時津町教育委員会	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への受注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	・行政管理課から全庁に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達について積極的な活用を呼び掛けている。
時津町水道局	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への受注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	・行政管理課から全庁に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達について積極的な活用を呼び掛けている。